

マイナンバー（社会保障・税番号）制度関係の広報について

1 広報・普及啓発媒体について（平成26年10月時点）

(1) マイナンバーホームページ

内閣府（内閣官房）として、マイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページを開設し、広報・普及啓発媒体やよくある質問（FAQ）などを掲載しています。また、関係省庁のホームページでのマイナンバー関係情報へのリンクも掲載しています。

◆ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆検索ワード：「マイナンバー」

(2) マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、平成26年10月1日よりコールセンターの運営を開始しています。国民や事業者からのご質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップでの対応を行っています。

◆電話番号：日本語 0570-20-0178（マイナンバー）

英語 0570-20-0291

◆受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

◆開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末（予定）

(3) マイナンバー啓発用ポスター

マイナンバー啓発用ポスターを平成26年10月に、地方公共団体、税務署、年金事務所、ハローワーク等に配布しました。

マイナンバーホームページにも、ポスターの電子データを掲載していますので、印刷してチラシ等にご活用ください。

◆ポスター：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhou.html>

(4) マイナンバー公式ツイッター

マイナンバー公式ツイッターで情報発信を行っており、よくある質問（FAQ）の紹介などを行っています。必要に応じて、フォローをお願いします。

◆公式 twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR

(5) 外国人向け広報

現在、特設ホームページ内で、英語での情報提供を順次始めており、今後、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の情報提供も順次始める予定です。

コールセンターも来年度は5か国語で対応可能とする予定です。

(6) 今後の予定

今後、民間事業者向けFAQの充実など、特設ホームページの情報を充実させていくほか、民間事業者向けの広報資料も関係省庁と調整して作成する予定です。

また、障害者向けの広報についても媒体の作成等を行う予定です。

その他、マイナンバーの周知・広報に活用可能な媒体等はホームページで広く情報提供するほか、随時お知らせする予定です。

2 マイナンバー広報用ロゴマークの使用について

内閣府（内閣官房）では、マイナンバーの広報・啓発を促すためのロゴマーク（マイナちゃん）を作成しました。

本ロゴマークにつきましては、国や地方公共団体、個人番号利用事務実施者である健康保険組合等がマイナンバーの広報に使用するほか、民間企業・団体等については、当室の利用承認を受けていただいた上で使用していただいております。

今後、本事務連絡を通知した団体（都道府県組織等を含む）におかれましては、使用規約・利用ガイドラインを踏まえていただければ、申請・承認は不要でロゴマークを使用していただけることとしますので、積極的にご活用ください。（広報媒体を作成された場合、可能であれば、当室まで情報提供していただけると幸いです。）

ロゴマークの使用の詳細については、マイナンバー特設ホームページに掲載している「マイナンバーロゴマーク使用規約」及び「マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン」をご確認ください。

ロゴマークの詳細：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/logo.html>

